

緊急事態宣言延長に伴う郵便入札（見積合わせ）実施のお知らせ  
（実施期間令和3年9月13日から令和3年9月30日まで）

この度の緊急事態宣言の期間延長に伴い、当町における感染症の感染拡大防止対策のため実施している、郵便入札の実施期間を延長したのでお知らせいたします。つきましては、下記の事項に注意して参加くださいますようお願いいたします。

記

○入札書及び見積書の提出方法

- ① 提出方法は、一般書留又は簡易書留による郵送とします。
- ② 複数の案件がある場合はそれぞれの案件ごとに郵送とし、1つの封筒に複数同封しないでください。
- ③ 入札書（見積書）の日付は、開札日（執行日）を記載してください。（郵送日ではありません）
- ④ 封筒は、別添の書き方を参考にしてください。  
内封筒には入札書若しくは見積書のみ封入します。  
外封筒へは上記の内封筒、内訳書、その他必要な書類が入ります。
- ⑤ 郵送後の入札書等の書換え、引換え又は撤回はできません。ただし、郵送後に辞退する場合は、入札執行日までには辞退届（任意様式）を提出してください。その際は事前に電話等により連絡願います。
- ⑥ 持参での参加はできません。持参、提出期限後に到着した入札書等は、無効となります。

○開札方法

- ① 開札は、執行者、執行担当課、入札事務に関係のない森町職員の立会いのもと開札します。入札者の立会いは、感染症対策のため認めません。

○開札結果等

- ① 落札の場合 参加者には直ちに結果を郵便等で通知します。  
なお、最低価格が同額の場合は、入札事務に関係のない森町職員によるくじ引きにより決定します。
- ② 不落札の場合 予定価格の制限の範囲内に有効な入札が無かった場合は、2回目の入札も郵便で行います。その際は直ちに入札者全員にファックスで、最低価格、2回目の開札日等（概ね5日後を予定）を記載し連絡します。また、3回目も同様としますが3回目も不落の場合は、再入札とし、不落随契、協議は行いません。  
なお、2回目以降辞退する場合は辞退届等により通知ください。

その他

上記取組は、緊急事態宣言期間中の令和3年9月30日まで実施いたします。

なお、郵便入札の対象となる案件等については、入札告示や指名通知等により適時ご案内いたします。

※別添資料もご参照ください。 郵便入札（見積合わせ）用封筒の書き方・入札書の記載例

（森町役場契約管理課）